推計方法について

「山口県市町年齢別推計人口」（10 月 1 日現在）の推計にあたっては、国勢調査による人口を基に下記のとおり算出している。

記

1　国勢調査実施年の推計人口

国勢調査による人口とし、国勢調査実施年の都度、更新する。国勢調査確定値公表までの実施年の推計人口については、前回国勢調査基準による推計値を公表する。

なお、平成 27 年 10 月 1 日現在の推計人口は、国勢調査人口に含まれる年齢不詳人口について、総務省統計局「国勢調査」の調査票情報を山口県が独自集計し、あん分し補正して算出。令和 2 年 10 月 1 日現在及び令和 7 年 10 月 1 日現在の推計人口は、国勢調査人口に含まれる年齢不詳人口について、総務省統計局が補完した「令和 2 年国勢調査（不詳補完値)」及び「令和 7 年国勢調査（不詳補完値)」としている。

2　国勢調査実施年以外の年の推計人口

前年の推計人口（前年が国勢調査実施年の場合は上記１による）を基準人口として、年齢各歳、男女別に、1 年間の住民基本台帳人口の増減を加減して算出する。

（例）令和ｘ年 10 月 1 日現在 20 歳人口（男）の算出

（推計人口　ｘ年 10 月 1 日現在　20 歳人口（男））＝（基準人口　（ｘ－１）年 10 月 1 日現在　19 歳人口（男））

＋（住民基本台帳人口　ｘ年 9 月 30 日現在　20 歳人口（男））－（住民基本台帳人口　（ｘ－１）年 9 月 30 日現在　19 歳人口（男））